

せんだい・みやぎ妊産婦等生活援助事業 評価基準

分野・審査項目		評価の観点	点数
1 事業に対する基本的な考え方	(1)現在の社会情勢や本事業の目的を踏まえた事業を行う上での基本的な考え方	困難を抱える妊産婦の現状や支援の必要性、本事業の目的を理解しているか。	15
	(2)事業の理解と独自性	本事業の担う役割を踏まえ、独自の強みを生かした問題解決の取組が示されているか。	
2 事業実施体制	(1)人員配置の妥当性	支援コーディネーター(管理者)、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者、母子支援員の配置計画について、要件を満たしており、妊産婦の生活相談等に対応できる体制となっているか。	30
	(2)職員の資質向上のための取組	職員の資質向上のための取組が具体的に示されているか。	
	(3)事業実施場所・設備等の確保	事業の実施場所について、具体的な想定又は確保方針が示されており、本事業を適切に実施するために必要な設備・環境が確保可能か。	
	(4)緊急時の対応	緊急時の対応について、具体的な想定をもとに適切な人員体制や対応等が示されているか。	
3 事業の実施方法等	(1)支援計画の考え方及び関係機関との連携	支援対象者の意向を十分に踏まえながら、産科医療機関や要保護児童対策地域協議会等の必要な関係機関と連携の上、支援方針を検討・構築するための考え方や体制が示されているか。	40
	(2)相談支援の体制及び実施方法	電話やメール、匿名相談等により対象者が相談しやすい環境が整備されているか。支援対象者の状況や希望に応じて継続的な連絡・相談対応を行う等、支援関係が途切れないような対応や工夫が講じられているか。	
	(3)生活支援に関する実施環境及び体制	支援に供する居室について、現に確保されている、又は事業開始までに確保可能な具体的な計画・見通しが示されているとともに、食事・入浴・被服等の生活支援が適切に行える体制が整っているか。また、必要な衛生管理や安全対策が講じられているか。 入所型・ショートステイ型・デイサービス型の各種支援について、具体的な実施方法が示され、支援対象者へ効果的な支援を行うための工夫がなされているか。	
4 個人情報保護	個人情報保護	個人情報の保護及び管理体制について具体的に示され、その手法は適切であるか。	5
5 経費積算内容の妥当性	所要経費の妥当性	事業の積算は妥当か。	10
合計			100